第 11　ガス漏れ火災警報設備の技術基準

新旧対照表

第　7　次　改　訂　版	根拠条文等・考え方	第　8　次　改　訂　版	根拠条文等・考え方
1　受信機 受信機は，令第 37 条第７号の３（副受信機は，この限りではない。），規則第 24 条の２の３第１項第３号，９号及び第２項並びに昭和 56 年消防庁告示第２号の規定によるほか，次によること。		**1　受信機** 受信機は、令第 37 条第６号（副受信機は、この限りではない。）、規則第 24 条の２の３第１項第３号、９号及び第２項並びに昭和 56 年消防庁告示第２号の規定によるほか、次によること。	訂正
⑴　受信機の設置要領 第 10 自動火災報知設備の技術基準１⑴の規定を準用するほか，次によること。★	規 24 の 2 の 3-3＋指導基準 総合操作盤の設置に係る事項については，H16 総務省令 93 参照	⑴　設置要領 第 10 自動火災報知設備の技術基準１⑴の規定を準用するほか，次によること。★	
ア　直射日光，外光，照明等により表示灯の点灯に影響を受けないような位置に設けること。		ア　直射日光，外光，照明等により表示灯の点灯に影響を受けないような位置に設けること。	
イ　機器は，損傷を受けるおそれのない場所に設けること。		イ　機器は，損傷を受けるおそれのない場所に設けること。	
⑵　警戒区域 警戒区域は，令第 21 条の２第２項第１号，２号並びに規則第 24 条の２の２第２項及び第３項の規定によるほか，次によること。★	S56　消防予 299＋指導基準	(2) 警戒区域 警戒区域は，令第 21 条の２第２項第１号，２号並びに規則第 24 条の２の２第４項及び第５項並びに規則第 24 条の２の３第１項第３号ロの規定によるほか，次によること。	
ア　警戒区域の１辺の長さは，50m以下とすること。		ア　警戒区域の１辺の長さは，50m以下とすること。	S56　消防予 299
イ　原則として，通路又は地下道に面する室，店舗等を１の警戒区域に含まれるよう設定すること。		イ　原則として，通路又は地下道に面する室，店舗等を１の警戒区域に含まれるよう設定すること。	S56　消防予 299
ウ　燃焼機器等の設置されていない室，店舗等（通路又は地下道を含む。）を警戒区域に含めること。		ウ　燃焼機器等の設置されていない室，店舗等（通路又は地下道を含む。）を警戒区域に含めること。	S56　消防予 299
エ　受信機の１の表示窓は，２以上の警戒区域を表示しないこと。		エ　受信機の１の表示窓は，２以上の警戒区域を表示しないこと。◆	指導基準
警戒区域の設定例 （図　　略）そのまま		警戒区域の設定例 （図　　略）そのまま	
⑶　常用電源は，第 10 自動火災報知設備の技術基準１⑶の規定を準用する。★	規 24 の 2 の 3-1-6+指導基準	⑶　常用電源は，第 10 自動火災報知設備の技術基準１⑶の規定を準用する。★	規 24 の 2 の 3-1-6+指導基準
⑷　非常電源は，規則第 24 条の２の３第１項第７号イの規定によるほか，次によること。		⑷　非常電源は，規則第 24 条の２の３第１項第７号イの規定によるほか，次によること。	
ア　予備電源の容量が，２回線を 10 分間有効に作動させ，同時にその他の回線を 10 分間監視状態にすることができる容量以上のときは，非常電源に替えることができる。★	S54　消防予 135＋指導基準	ア　予備電源の容量が，２回線を 10 分間有効に作動させ，同時にその他の回線を 10 分間監視状態にすることができる容量以上のときは，非常電源に替えることができる。◆	指導基準
イ　その他，第 23 非常電源設備の技術基準によること。★	規 24 の 2 の 3-1-7＋指導基準	イ　その他，第 23 非常電源設備の技術基準によること。★	規 24 の 2 の 3-1-7＋指導基準
2　検知器 検知器は令第 21 条の２第２項第３号及び規則第 24 条の２の３第２項並びに昭和 56 年消防庁告示第２号の規定によるほか，つぎによること。		**2　検知器** 検知器は令第 21 条の２第２項第３号及び規則第 24 条の２の３第１項並びに昭和 56 年消防庁告示第２号第３の規定によるほか，つぎによること。	
⑴　検知器の使用区分 検知器は，次の区分に応じて，それぞれの検査に合格したものを使用すること。（合格マークが貼付されていること。）◎	S56　消防予 133	⑴　検知器の使用区分 検知器は，次の区分に応じて，それぞれの検査に合格したものを使用すること。（合格マークが貼付されていること。）	S56　消防予 133
ア　都市ガス用の検知器は，液化石油ガス用以外の検知器で(財)日本ガス機器検査協会が行う検査に合格したもの。		ア　都市ガス用の検知器は，液化石油ガス用以外の検知器で一般財団法人日本ガス機器検査協会が行う検査に合格したもの。	
イ　液化石油ガス用の検知器は，高圧ガス保安協会が行う検定に		イ　液化石油ガス用の検知器は，高圧ガス保安協会が行う検定に	

合格したもの。 ⑵　設置要領 ア　検知器を設置してはならない部分 検知器を設置してはならない部分については，規則第 24 条の２の３第１項第１号の規定によるほか，次によること (ｱ)　水のかかる場所とする。◆ (ｲ)　検知器の機能の保持が著しく困難な場所　★ イ　検知器の設置位置 (ｱ)　ガス燃焼器（ガスこんろ，湯沸器等）が使用されている室内（現在使用されている燃焼機器はないが，直ちに使用できるガス栓のある場所を含む。）。◎ (ｲ)　ガスを供給する導管が外壁を貫通する屋内側の付近。● (ｳ)　可燃性ガスが自然発生するおそれがあるとして，消防長又は消防署長（消防本部を設置しない市町村は市町村長）が指定した場所。● ウ　検知対象ガスの性状に適応した検知器を次のように設けること。 (ｱ)　空気に対する比重が１未満の場合● a　燃焼器又は貫通部から水平距離で８ｍ以内の位置に設けること。ただし，天井面等が 60cm 以上突出したはり等によって区画されている場合は，当該はり等より燃焼器側又は貫通部側に設けること。（図 11－１，２，６参照） b　燃焼器が使用される室の天井面等の付近に吸気口がある場合には，当該燃焼器との間の天井面等が 60cm 以上突出したはり等によって区画されていない吸気口のうち，燃焼器から最も近いものの付近に設けること。（図 11－３，５，６参照） c　検知器の下端は，天井面等の下方 30cm 以内の位置に設けること。（図 11－４参照） （図　略）そのまま （追加）	指導基準 規 24 の 2 の 4-1＋指導基準 S56　消防予 133 規 24 の 2 の 3-1-1 イ 規 24 の 2 の 2-1-2 規 24 の 2 の 3-1-1 イ	合格したもの。 ⑵　設置要領 ア　検知器を設置してはならない部分 検知器を設置してはならない部分については，規則第 24 条の２の３第１項第１号の規定によるほか，次によること (ｱ)　水のかかる場所とする。◆ (ｲ)　検知器の機能の保持が著しく困難な場所　★ イ　設置位置 規則第 24 条の２の２第１項第１号に規定する「燃料用ガスが使用されるもの」とは、屋内においてガス燃焼器（ガスこんろ，湯沸器等）が使用されているもの（現在使用されている燃焼機器はないが，直ちに使用できるガス栓のある場所を含む。）をいう。 （削除） （削除） （削除） ウ　検知対象ガスの性状に適応した検知器を次のように設けること。 (ｱ)　空気に対する比重が１未満の場合● a　燃焼器又は貫通部から水平距離で８ｍ以内の位置に設けること。ただし，天井面等が 60cm 以上突出したはり等によって区画されている場合は，当該はり等より燃焼器側又は貫通部側に設けること。（図 11－１，２，６参照） b　燃焼器若しくは温泉採取のための設備（以下、この号において「燃焼器等」という。）が使用され、又は貫通部が存する室の天井面等の付近に吸気口がある場合には，当該燃焼器等又は貫通部との間の天井面等が 60cm 以上突出したはり等によって区画されていない吸気口のうち，燃焼器等又は貫通部から最も近いものの付近に設けること。（図 11－３，５，６参照） c　検知器の下端は，天井面等の下方 30cm 以内の位置に設けること。（図 11－４参照） d　温泉の採取のための設備の周囲の長さ 10mにつき１個以上当該温泉の採取のため設備の付近でガスを有効に検知できる場所（天井面等が 0.6m以上突出したはり等によって区画されている場合は、当該はり等より温泉の採取のための設備側に限る。）に設けるとともに、ガス濃度を指示するための装置を防災センター等に設けること。（図 11－７参照）	指導基準 規 24 の 2 の 4-1＋指導基準 S56　消防予 133 規 24 の 2 の 3-1-1 イ 規 24 の 2 の 3-1 - イ

（図１１－７追加。以下、図番号ずれ。）		（図１１－７追加。以下、図番号ずれ。） 図 11－7 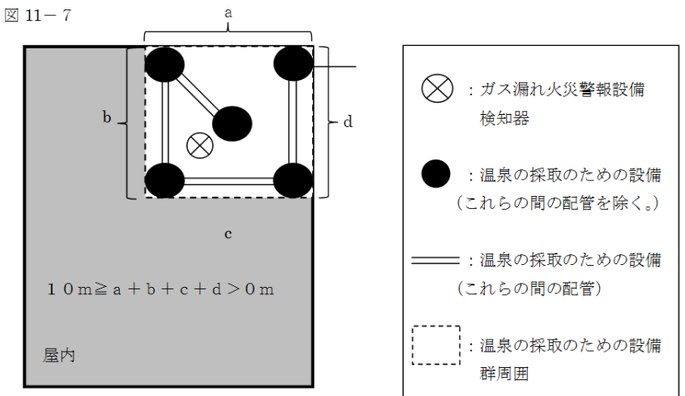	
(ｲ)　空気に対する比重が１を越える場合（図 11－7，8参照） a　燃焼器又は貫通部から水平距離で４ｍ以内の位置に設けること。 b　検知器の上端は，床面の上方 30cm 以内の位置に設けること。 （追加） （追加） （追加） （図　略）	規 24 の 2 の 3-1-1 ロ	(ｲ)　空気に対する比重が１を越える場合（図 11－8，9参照） a　燃焼器又は貫通部から水平距離で４ｍ以内の位置に設けること。 b　検知器の上端は，床面の上方 30cm 以内の位置に設けること。 c　床面に段差がある場合、燃焼器又は貫通部の設けられている側に検知器を設けること。◆（図 11－９参照） d　燃焼器又は貫通部から水平距離 4m以内に床面から 30cmを超えるカウンター等がある場合、検知器は燃焼器又は貫通部の側に設けること。◆ e　温泉採取のための設備の周囲の長さ 10mにつき１個以上の当該温泉の採取のための設備の付近でガスを有効に検知できる場所に設けるとともに、ガスの濃度を指示するための装置を防災センター等に設けること。(図 11－７参照) （図　略（図番号ずれ。））	規 24 の 2 の 3-1-ロ
(3)　受信機及び中継器から電力の供給を受けないガス漏れ検知器の常用電源は，規則第 24 条の２の３第１項第６号ロの規定によるほか，次によること。 ア　電源の電圧及び容量が適正であること。★ イ　電源は，専用回路とすること。ただし，他の消防用設備等の電源をガス漏れ火災警報設備の電源と共用する場合で，これによりガス漏れ火災警報設備に障害を及ぼすおそれのないときは，共用することができる。★ ウ　回路の分岐点から３ｍ以下の箇所に各極を同時に開閉でき	S44　消防予 250＋指導基準 規 24 の 2 の 3-1-6 イ＋指導基準 S39　自消丙予発 87	(3)　受信機及び中継器から電力の供給を受けないガス漏れ検知器の常用電源は，規則第 24 条の２の３第１項第６号ロの規定によるほか，次によること。 （削除） ア　電源は，専用回路とすること。ただし，他の消防用設備等の電源をガス漏れ火災警報設備の電源と共用する場合で，これによりガス漏れ火災警報設備に障害を及ぼすおそれのないときは，共用することができる。★ イ　回路の分岐点から３ｍ以下の箇所に各極を同時に開閉できる	規 24 の 2 の 3-1-6 イ＋指導基準 S39　自消丙予発 87

る開閉器及び最大負荷電流1.5倍（３Ａ未満の場合は３Ａとする。）以上の電流で作動する過電流遮断器（定格遮断電流20Ａ以下のもの。）を設けること。◎		開閉器及び最大負荷電流1.5倍（３Ａ未満の場合は３Ａとする。）以上の電流で作動する過電流遮断器（定格遮断電流 20Ａ以下のもの。）を設けること。	
エ　電線は，最大負荷電流以上の許容電流値を有するものを使用すること。◎	H14　消防予282	ウ　電線は，最大負荷電流以上の許容電流値を有するものを使用すること。	H14　消防予282
オ　電源回路との接続をコンセントにより行うもの（検知器の電力供給停止が受信機で確認できるものに限る。）は，容易に離脱しない構造の専用コンセントを使用すること。◎	H14　消防予282	エ　電源回路との接続をコンセントにより行うもの（検知器の電力供給停止が受信機で確認できるものに限る。）は，容易に離脱しない構造の専用コンセントを使用すること。	H14　消防予282
3　中継器		**3　中継器**	
中継器は，令第37条第７号の２及び規則第24条の２の３第１項第２号並びに昭和56年消防庁告示第２号の規定によるほか，次によること。		中継器は，令第37条第５号　及び規則第24条の２の３第１項第２号並びに昭和56年消防庁告示第２号の規定によるほか，次によること。	
⑴　温度，湿度，衝撃，振動及び腐食性ガスの発生等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けること。◎	H14　消防予282	⑴　温度，湿度，衝撃，振動及び腐食性ガスの発生等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けること。	H14　消防予282
⑵　操作上又は点検実施上支障とならない位置に設けること。◎	H14　消防予282	（削除）	
⑶　機器が損傷を受けるおそれのない場所に設けること。◎	H14　消防予282	⑵　機器が損傷を受けるおそれのない場所に設けること。	H14　消防予282
⑷　雨水等の影響を受けるおそれのある場所に設ける場合，適当な防護措置を講じること。◆	指導基準	⑶　雨水等の影響を受けるおそれのある場所に設ける場合，適当な防護措置を講じること。◆	指導基準
⑸　各種の表示灯を有するものには，点灯が容易に確認できる位置に設けること。◆	指導基準	⑷　各種の表示灯を有するものには，点灯が容易に確認できる位置に設けること。◆	指導基準
⑹　受信機又は検知器から電力の供給を受けない中継器は，２⑶アからエを準用すること。★	S56　省令18＋指導基準	⑸　受信機又は検知器から電力の供給を受けない中継器は，２⑶アからエを準用すること。★	S56　省令18＋指導基準
4　配線		**4　配線**	
配線は，電気工作物に係る法令及び規則第24条の２の３第１項第５号の規定によるほか，次によること。		配線は，電気工作物に係る法令及び規則第24条の２の３第１項第５号の規定によるほか，次によること。	
⑴　終端器を設置する検知器には，終端器を設置している旨の表示をすること。◆	指導基準	⑴　終端器を設置する検知器には，終端器を設置している旨の表示をすること。◆	指導基準
⑵　ガス漏れ火災警報設備の配線に使用する電線とその他の電線とは，同一の管，ダクト（絶縁効力のあるもので仕切った場合は，その仕切られた部分は，別個のダクトとみなす。），線び，プルボックス等の中に設けないこと。ただし，60Ｖ以下の弱電流回路に使用する電線は，この限りでない。◆	指導基準	⑵　ガス漏れ火災警報設備の配線に使用する電線とその他の電線とは，同一の管，ダクト（絶縁効力のあるもので仕切った場合は，その仕切られた部分は，別個のダクトとみなす。），線び，プルボックス等の中に設けないこと。ただし，60Ｖ以下の弱電流回路に使用する電線は，この限りでない。◆	指導基準
⑶　ガス漏れ火災警報設備の配線（耐火又は耐熱保護を必要とするものを除く。）に用いる電線は，Ａ欄に掲げる電線の種類に応じ，それぞれＢ欄に掲げる規格に適合し，かつ，Ｃ欄に掲げる導体直径若しくは導体の断面積を有するもの又はＢ欄及びＣ欄に掲げる電線に適合するものと同等以上の電線としての性能を有するものであること。★	規24の２の3-1-5＋指導基準	⑶　ガス漏れ火災警報設備の配線（耐火又は耐熱保護を必要とするものを除く。）に用いる電線は，第１０自動火災報知設備の技術基準４⑴に準じること。	H14　消防予282
（表　　略） Ａ欄　　Ｂ欄　　Ｃ欄		（表削除）	
5　警報装置		**5　警報装置**	
⑴　音声警報装置 音声警報装置は，規則第24条の２の３第１項第４号イの規定	S56　消防予299	⑴　音声警報装置 音声警報装置は，規則第24条の２の３第１項第４号イの規定に	S56　消防予299

によるとともに，非常警報設備の基準（昭和 48 年消防庁告示第６号）に準ずるほか，次によること。 ただし，非常放送設備を規則第 25 条の２第２項第３号の規定に定めるところにより設置したときは，当該設備の有効範囲以内の部分について音声警報装置を設けないことができる。		よるとともに，非常警報設備の基準（昭和 48 年消防庁告示第６号）に準ずるほか，次によること。	H14　消防予 282
ア　増幅器及び操作部は，受信機の設けられている場所の付近で操作上支障のない位置に設けること。◎	H14　消防予 282	ア　増幅器及び操作部は，受信機の設けられている場所の付近で操作上支障のない位置に設けること。	H14　消防予 282
イ　スピーカーは，次により設けること。◎ (ｱ) 音響効果を妨げる障害物等のない場所に設けること。 (ｲ) 通行，荷物搬送等による損傷を受けるおそれのない位置に設けること。 (ｳ) 雨水，腐食性ガス等の影響を受けるおそれのある場所に設ける場合は，適当な防護措置を講じること。	H14　消防予 282	イ　スピーカーは，次により設けること。 (ｱ) 音響効果を妨げる障害物等のない場所に設けること。 (ｲ) 通行，荷物搬送等による損傷を受けるおそれのない位置に設けること。 (ｳ) 雨水，腐食性ガス等の影響を受けるおそれのある場所に設ける場合は，適当な防護措置を講じること。	
ウ　音声警報以外の目的と共用するものは，起動装置又は操作装置を操作した際音声警報以外の目的の放送を停止できること。	S48　告示 6	（削除）	
(2)　ガス漏れ表示灯 ガス漏れ表示灯は，規則第 24 条の２の３第１項第４号ロの規定によるとともに，表示灯は赤色とし，設置は(1)イ(ｲ)及び(ｳ)を準用すること。ただし，１の警戒区域が１の室からなる場合は，ガス漏れ表示灯を設けないことができる。◎	H14　消防予 282	(2)　ガス漏れ表示灯 ガス漏れ表示灯は，規則第 24 条の２の３第１項第４号ロの規定によるとともに，表示灯は黄色とし，設置は(1)イ(ｲ)及び(ｳ)を準用するほか次によること。	H14　消防予 282
なお，食品売場等（区画された室がない場合）で，ガス燃焼機器が点在する場合は，各検知器付近にガス漏れ表示灯を設置する必要はない。◎	S56　消防予 299	なお、食品売場等（区画された室がない場合）で，ガス燃焼機器が点在する場合は，各検知器付近にガス漏れ表示灯を設置する必要はない。	S56　消防予 299
（追加）		ア　一の警戒区域が２以上の室からなる場合、検知区域のある室ごとの主たる出入口付近（天井裏又は床下の部分にあっては点検口付近）にガス漏れ表示灯を設けること。なお，１の警戒区域が １ の室からなる場合は，ガス漏れ表示灯を設けないことができる。	
（追加）		イ　ガス漏れ表示灯である旨の標識を設けること。	
(3)　検知区域警報装置 検知区域（１の検知器が有効にガス漏れを検知することができる区域をいう。）警報装置の設置は，規則第 24 条の２の３第１項第４号ハの規定によるほか，(1)イ(ｱ)から(ｳ)までを準用すること。◎	H14　消防予 282	(3)　検知区域警報装置 検知区域（１の検知器が有効にガス漏れを検知することができる区域をいう。）警報装置の設置は，規則第 24 条の２の３第１項第４号ハの規定及び(1)イ(ｱ)から(ｳ)までを準用するほか次によること。◆	H14　消防予 282
（追加） （追加）		ア　検知区域警報装置は、検知区域内に設けること。	
		イ　機械室その他常時人がいない場所で一の警戒区域が２以上の検知区域から構成される場合又は天井裏若しくは床下の部分の検知区域にあっては、当該検知区域ごとに検知区域警報装置を設けること。	
（追加）		ウ　検知区域警報装置である旨の標識を設けること。ただし、検知器に警報機能を有する場合はこの限りではない。	
６　標準遅延時間 検知器の標準遅延時間は，規則第 24 条の２の３第１項第８号の規定によること。		（削除）	
７　予備品 予備品は，次のものを備えておくこと★ (1)　予備電球 (2)　予備ヒューズ	H14　消防予 282＋指導基準	**６　予備品** 予備品は，第１０自動火災報知設備の技術基準７によること。★ （削除） （削除）	H14　消防予 282

⑶　付属品収納箱 ⑷　取扱説明書 ⑸　受信機回路図 ⑹　工具 **8　非常電源** 第 23 非常電源設備の技術基準によること。★ **9　総合操作盤** 第 25 の 2 総合操作盤の技術基準によること。★ **10　令第 32 条の特例基準** ~~準~~令第 32 条の規定を適用して，ガス漏れ火災警報設備又は検知器の設置を免除できる防火対象物又はその部分。◎ ⑴　カートリッジ式ガスボンベ内蔵のガスこんろが使用される部分。 ⑵　空気取入れ口が室内側に面していない密閉式バーナー（F・F バランス型）を有する燃焼機器の存する部分。 （図 11-9, 10　略）	 規 24 の 2 の 3-1-7＋指導基準 規 24 の 2 の 3-1-10＋指導基準 S56　消防予 299	（削除） （削除） （削除） （削除） **7　非常電源** 規則第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 7 号の規定によるほか、第 23 非常電源設備の技術基準によること。 **9　総合操作盤** 第 25 の 2 総合操作盤の技術基準によること。★ **10　令第 32 条の特例基準** ~~準~~令第 32 条の規定を適用して，ガス漏れ火災警報設備又は検知器の設置を免除できる防火対象物又はその部分。 ⑴　カートリッジ式ガスボンベ内蔵のガスこんろが使用される部分。 ⑵　空気取入れ口が室内側に面していない密閉式バーナー（F・F バランス型）を有する燃焼機器の存する部分。 （図 11-9, 10　略）	 規 24 の 2 の 3-1-7＋指導基準 規 24 の 2 の 3-1-10＋指導基準 S56　消防予 299